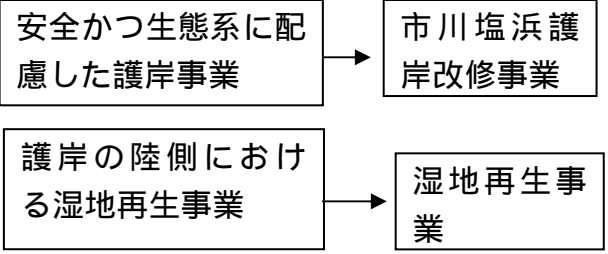


事業計画（素案）の課題整理に係るグループ編成

敬称略

グループ名	担当節	取りまとめ責任者	グループ構成員
A	第1節 干潟・浅海域 第2節 生態系・鳥類 第4節 水・底質環境	清野 聡子	本木 次夫 後藤 隆 佐野 郷美
B	第3節 漁業	工藤 盛徳	大野 一敏 竹川 未喜男
C	第5節 海と陸との連続性・護岸 第6節 三番瀬を活かしたまちづくり 第7節 海や浜辺の利用	川口 勲	矢内 栄二 村木 美貴 歌代 素克 岡本 孝夫 佐藤 フジエ
D	第8節 環境学習・教育 第9節 維持・管理 第11節 広報	吉田 正人	蓮尾 純子 米谷 徳子
E	第10節 再生・保全・利用のための 制度及びラムサール条約への 登録促進 第12節 東京湾の再生につながる 広域的な取組	倉阪 秀史	細川 恭史 木村 幸雄

グループ名 Cグループ 5、6、7節

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
5節	全体	タイトル「海と陸との連続性・護岸」	次のとおり修正する 「市川塩浜護岸改修事業と湿地再生事業」	
	施策の体系 図		1節との重複を避け次のとおり修正する 	
	1 市川塩浜護岸改修	老朽化が著しい 2 丁目地先のうち、約 900m 間を先行させ、平成 22 年度ころの完成を目指します。なお、残る区間については、5 か年整備目標区間の完成後、遅滞なく着手するよう努めます。	安全性が保たれていない護岸については必要な安全性を早急に確保することが必要です。 2 丁目護岸の改修に 5 年を要し、3 丁目については 5 か年経過後にやっと着手するとの努力目標、同じく危険な状態である 1 丁目について、事業計画に議題にすらのぼらないのはいかなる理由であろうか。緊急・早期着手事業が 5 年も 10 年もかかる事は許されない行為であると考えます。 海岸保全区域の指定が無いのであれば指定区域に早急にすべき。妨げているものは何であろうか。 漁港のあり方も含め再生会議で議論する必要性を痛切に感じて	

			おります。	
1 市川塩 浜護岸改修	事業全体		<p>塩浜護岸は、内陸の行徳湿地における湿地再生、三番瀬への開渠水路工事、市川市所有地における湿地再生と直接関係する場所であること、又、貴重な干潟として保全すべき海域を囲む位置関係にあり、環境基礎調査において、護岸改修工事による生態系への影響が危惧されていることから、再生会議の基本計画案で修正追加された「順応的管理」とそのための「モニタリング」が特に重視されている場所です。又改修工事の検討において、波高もあり、被害が発生した1丁目護岸との比較で、前面に干潟、浅海域により沖合いからの波・潮流の弱い2丁目については、基本断面に自然素材を取り入れる工夫とか変化のある自然共生型護岸についての要望や新しい沿岸防災のあり方についての検討も提起されました。</p> <p>特に3丁目護岸はさらに円卓会議以降、保全海域に接するゾーンとしての役割が求められ、又緊急な危険性も無く、京葉線を支えている基盤の前面にあり、波高も一段と低いことは明らかです。そのため、3丁目の護岸改修は2丁目と同じ工事発想で、一括して、連続的に実施するのではなく、上記の点を考慮して、実施計画から、中期にまわして調査・検討をすることになったのです。パブリックコメントの9割近くが、三番瀬再生の目標の第一位にある「生態系の保全」の場所として「猫実川河口域の泥干潟」と、その象徴的な「カキ礁生態系」を保全を求めた結果です。</p>	

			今回の事業計画素案は以上の経緯を尊重しているように思えないのです。その原因は実施計画の後追いになっているためでもあります。	
		事業内容について	<p><護岸の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6行目に次の文章を挿入する。 「この工事は、三番瀬再生事業の第一歩として恒久的な自然共生型護岸を志向するものであり、途中工事の見直し、追加など、順応的に進めることから工期目標もある程度弾力的に対応すべきです。その場合のリスク管理と防災対策はあらかじめ計画に組み込む必要があります。」 ・ 7～8行目の文章を次のように修正する。 「なお、残る区間については、第一次事業期間内における三番瀬環境調査の総合的解析を踏まえ、陸域・海域両サイドからの連続性の回復を実現するため、諸施策の推進と並行させ着手するよう努めます。」 <p><モニタリング調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目に次の文章を追加する。 「このモニタリング調査は護岸改修工事に係わるものだけでなく、それを補うため、特に猫実川河口域を中心とした自然環境調査と連携したモニタリングが必要です。そのため、三番瀬再生会議の環境評価委員会の役割が期待されます。」 	

		<p><順応的管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目に次の文章を挿入する。 <p>「有効な順応的管理が機能するためには事業実施者の管理だけにまかせるのではなく、環境評価委員会もその決定に参加できるように決めておく必要があります。」</p>	
2 自然再生（湿地再生）事業	5か年の目標 自然再生（湿地再生）に向けた調査の実施	<p>1節1事業の干潟化の試験と切り離せない事業であるが、5か年の目標が調査の実施とは、再生に向けて気の遠くなるような話である。</p> <p>調査結果は誰によって判断が下されるのか。実験的事業 モニタリングによる結果判断との手順も必要と考えます。調査で終わってしまうことの危惧を感じます。市民参加も含めまちづくりの目標を定めることやルール作り、交通手段等を含め検討する為の研究会が必要</p>	
		<p>中期的事業として位置づけられているが、湿地復元、自然再生の実現を図るためには、湿地復元、自然再生の場、実験の場の検討を早急に進めておく必要がある。「湿地の復元など自然再生の実現を図るため、自然再生の事例収集、課題整理、目指す環境、『湿地復元、自然再生の場、実験の場』等の検討を」の『 』を追加する。</p> <p>「『これらの』検討結果を踏まえて、市川市塩浜護岸部において『は』、規模・構造・再生可能な湿地・・・」の『 』を追加。</p>	

		<p>事業全体についての意見</p>	<p>1 事業名の「自然再生」はあまりにも非科学的だと思う。()内の「湿地再生」程度に限定してほしい。事業計画書の中にある「自然再生」の言葉を見直し、どうしても「自然」を使うのであれば「再生」でなく「回復」とすべきである。</p> <p>2 護岸の事業計画との見合いで、湿地再生も進行することが「連続性の回復」の条件になると思う。</p> <p>事業内容の説明では、前段における課題の検討と湿地計画の具体化、方法論の検討、関係機関や他の関連事業との調整だけでも容易でないように書かれている。一方、遅滞なく護岸工事というのでは如何なものか、市川市と県の基本的方針が不透明である。</p> <p>護岸背後の再生計画について5か年かけて着手の段階に達しない場合、護岸・防災を含め対策を検討しておくべきである。</p>	
		<p>事業名の修正</p>	<p>「自然再生(湿地再生)事業」を「湿地再生事業」に修正した方がよい。</p>	

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
6 節	第 6 節全体		「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」を再生会議として早急に発足させてはどうか。	
		4 . 習志野側では～	「谷津干潟を関連の湿地と位置づけ ,都市と自然が共生したまちづくり」はどのような意味なのか分からない . 前浜干潟である三番瀬と潟湖干潟である谷津干潟では特性が異なり , ひとくくりで扱えるものではない .	
			【第 1 次計画の目標】も書かれていないので、方向性のみは書いておく必要がある。 例えば、「千葉県は『千葉県三番瀬再生計画（基本計画）』を作成し、三番瀬の再生に取り組むことにしました。三番瀬の再生は、市や住民、地権者、NPO等と協力・連携した『三番瀬を活かしたまちづくり』が不可欠です。県の三番瀬再生への考え方、取り組みを説明しながら理解を得るよう努力すると同時に、『海を活かしたまちづくり』の事例収集を開始します。」等の文章を入れる。	
			第 6 節では、個別の事業についての記述ができないのであるなら、「これこれの努力をし、これこれの条件が整ったらこれこれの事業を検討する。」といった旨の方針記述でもよいので、必要。	
			ここで言う「景観に配慮した三番瀬にふさわしいまちづく	

			<p>り」とはそもそも何を指しているのか、漠然としている。ハード事業を規定する建物づくりのためのルールを指しているのか、またはコミュニティづくりを中心としたやわらかい「まちづくり」なのか。前者であれば、貴重な自然資源をより活かすための後背地全体のためのまちづくりルールが必要となる。</p> <p>海と同じくして陸地も行政界を超えてつながる。そもそもどのような景観が三番瀬の周辺にふさわしいのか、色・形・海の見え方を中心とした景観、及び後背地とのかかわりをまずは明確にすべきであり、そのためには、全体ルールの確立が不可欠である。</p> <p>その上で、地域、主体間の連携による個別計画、事業計画の立案になるのではないか。</p> <p>実現には、主体間調整が大きな意味をもち、それ自体を誰が行うのかがいちばん重要だと考える。三番瀬全体としてのマネジメントを誰が行うのか、その位置づけを明確にすべきと考える。</p>	
			<p>後背地の現状は、直立護岸や高架鉄道によるまちの分断だけではなく、交通渋滞、埋立計画に沿って既に造られた地域、道路等の基盤がある。こうした問題点も含めて位置づけ、考えていくことが望まれる。</p>	

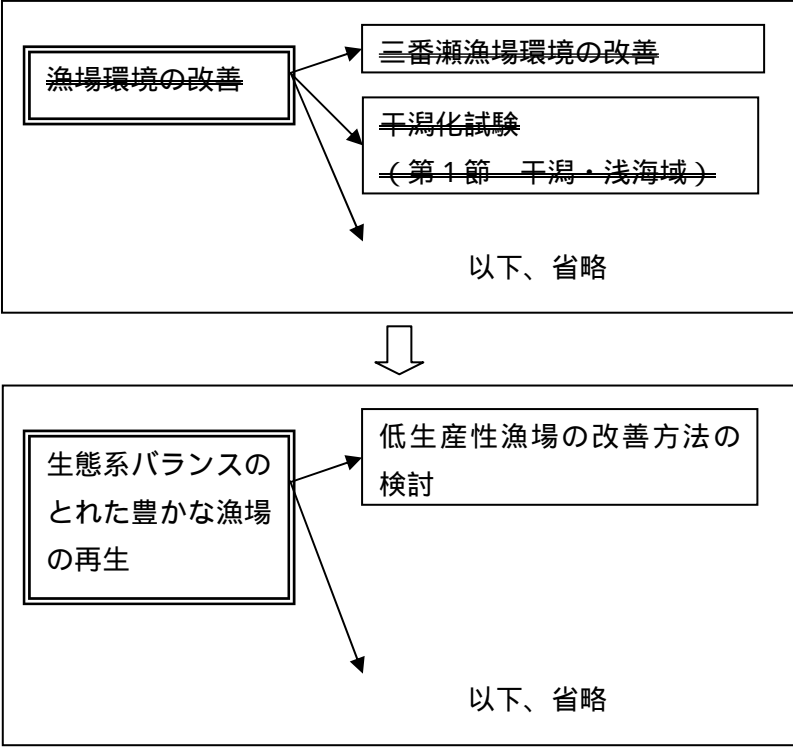
		<p>谷津干潟側や浦安日の出地区には、三井パークシティやマリナイースト21などの高層住宅がすぐそばに迫っていて、自然空間を圧迫している(臨海部再開発による東京湾沿岸部のマンハッタン化?は直立護岸に代わって高層マンションが海を隔てる様相になって来ているので)建造物を造る際には、海側から低層~中層~高層と景観上、好ましい都市計画が必要。</p>	
	<p>事業計画が記述されなかったことについての意見</p>	<p>第5節の場合でも、市川市との関係で、事業計画の見通しについて足踏みをしているように思われた。</p> <p>本節では一層関係市との調整力が弱くなり、事業計画の記述を避けたのではと疑われる。</p> <p>国が関連施策について円卓会議の結論を尊重したように、県は「計画案」と再生会議を梃子として指導・調整を果たすべきと思う。三番瀬を海から見て連続した理念で、まちづくりをする分野は県の指導力にまたねばならないと思う。</p> <p>なぜ、第一次事業計画がないのか説明を求めたい。</p>	

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
7 節		「第7節 海や浜辺の利用」の表題修正	「海や浜辺の利用」を「海や浜辺の利用のルールづくり」と修正する。	
		【第一次事業計画の目標】の修正	表題の下から4行目～7行目までを削除する。	
		【施策の体系図】の修正	次のとおり修正する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">海や浜辺の利用のルールづくり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ルールづくりの取組</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人が海と親しめる場所や機会の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関連：第1・5・11節に記載</div> </div>	
		節全体について	「住民参加」という言葉が出てくるが、「住民」は限られた主体となるので、「市民参加」という言葉のほうがふさわしいのではないか。	
		節全体について	「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」を発足させ、人が海と親しめる三番瀬を再生し、次世代へと継ぐ。	
	ルール作りの取り組み事業	全体	使い方についての協議だけではなく、多くの市民が三番瀬に集い、海に触れ合うことにより、結果として生じる可能性のある交通渋滞等の波及事項について、駐車場対策、交通対策も含め、ルールづくりと計画を考えることが課題と思われる。	

Bグループ

担当委員：工藤盛徳、大野一敏、竹川未喜男

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	一致状況
第3節 漁業		第1次事業計画の目標	<p>第1次事業計画の目標を以下に変更する。</p> <p><u>三番瀬の生態系や水・底質環境に係る他節の諸事業との関連に留意しつつ、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生、漁業の振興による水質浄化機能の向上、後継者の育成、地産地消の需給システム構築を図ることにより、安定した生産と収入の得られる漁業の実現を目指します。</u></p>	全員一致
			<p><u>この目標を達成するため、第1次事業計画期間においては、まず流動の停滞によって生産性の低下した漁場の改善方法を検討するとともに、アオサ対策、藻場の造成試験等による漁場環境の改善に取り組み、併せてノリ、アサリに関する調査・研究等を進めます。</u></p>	多数意見
			<p><u>この目標を達成するため、第1次事業計画期間においては、まず東京湾・三番瀬の漁場の生産性低下に関しては、三番瀬の現況と、最新の科学的知見による流動の停滞などの要因の究明と、それに基づく総合的な漁場の改善方法について検討を進めます。またその検討結果を踏まえ、実施中のアオサ対策、藻場の造成試験等の取り組み、併せてノリ、アサリに関する調査・研究についても、その目的と実効性の追求を基本として取り組みます。</u></p>	少数意見

		<p>施策の体系図</p>	<p>施策の体系図の一部を変更する。</p> 	<p>全員一致</p>
--	--	---------------	--	-------------

	計画事業	1 三番瀬漁場環境の改善	事業名を「低生産性漁場の改善方法の検討」に変更	全員一致
<p>(附帯意見)</p> <p>漁業の節に位置づけた計画事業の実施に当たっては、三番瀬漁場再生検討委員会での十分な審議を踏まえ、他節との関連に留意しつつ、遺漏のないよう取り組むこと。</p>				全員一致

A グループ 第1節、第2節、第4節への意見（第14回再生会議、平成18年7月23日）

メンバー：清野委員、本木委員、佐野委員、後藤委員

<第1節 干潟・浅海域>

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	
第1節	干潟・浅海域	<p>1. 第1節のタイトル (1)「第1節 干潟・浅海域」のタイトルの修正</p> <p>2. 【第1次事業計画の目標】(P6) (1)1行目 「三番瀬の多様な・・・ためには、」以下</p> <p>(2)3行目 「このため・・・」以下 「淡水導入および土砂供給方法の課題整理・検討を開始します。」という内容の追加。</p> <p>「干潟化」を『干潟的環境(干出域等)形成』に修正</p> <p>「藻場の『調査研究』」の追加</p>	<p>「多様な海域環境の保全と復元」に変更</p> <p>(1)「・・・ためには、<u>『現在残る干潟的環境を保全しつつ、河川からの』</u>の土砂供給の回復や、汽水的環境の創出等</p> <p><u>『による海と陸をつなげた』</u>干潟・浅海域の再生を図ることが重要です。」</p> <p>「そのため、内陸性湿地として、行徳湿地整備や漁業者との連携によるも場造成も試験します。」を追加。</p> <p>(2) 「このため、<u>『淡水導入および土砂供給方法の課題整理・検討を開始します。』</u>を追加。</p> <p><u>『また、干潟的環境(干出域等)形成』</u>に関する試験や淡水導入に関する試験を、・・・」の『<u> </u>』を追加、修正。</p> <p>「藻場の<u>『調査研究や』</u>造成試験」追加</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>

第1節	干潟・浅海域	<p>3.【施策の体系図】(P7)</p> <p>(1) 左枠の統合 <input type="text" value="土砂供給の回復"/> <input type="text" value="汽水的な環境の創出"/></p> <p>(2) 右枠の修正 <input type="text" value="干潟化(干出域の形成)の試験の文言の修正"/></p> <p>修正文言案 A B C</p> <p>右枠の修正 <input type="text" value="淡水導入の試験の文言修正"/></p> <p>矢印の追加</p> <p>*この修正に伴い、関連する計画事業名、5カ年の目標、節、文章内の文言もこれに伴い修正</p>	<p>(1) 2つを統合して1つにする <input type="text" value="多様な環境の復元"/></p> <p>(2) <input type="text" value="干潟化(干出域の形成)の試験の文言の修正"/></p> <p><input type="text" value="土砂供給回復(土砂供給により干出域を形成させる)の試験"/></p> <p><input type="text" value="河川・埋立地での干潟化の試験"/></p> <p><input type="text" value="干潟的環境(干出域等)形成の創討・試験"/></p> <p>(2) <input type="text" value="淡水導入の検討・試験"/></p> <p><input type="text" value="土砂供給の回復"/> → <input type="text" value="干潟化・・・"/> <input type="text" value="汽水的環境の創出"/> → <input type="text" value="淡水導入の試験"/></p> <p>*この修正に伴い、関連する計画事業名、5カ年の目標、節、文章内の文言もこれに伴い修正</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
-----	--------	---	--	---

第 1 節	干潟浅海域	<p>4 .【計画事業】(P8) (1) 1 . 干潟化 (干出域の形成) の試験 1 行目 ~ 6 行目の文章の修正 「三番瀬では 」部分</p> <p>1 行目 ~ の文章の修正 「三番瀬では 」部分</p> <p>3 行目の文章修正・挿入 「また、 」部分</p> <p>3 行目 ~ の文章に挿入 「また、 」部分</p>	<p><u>「三番瀬は埋立ての結果、干潟の浅海域化が進みましたが、なお船橋海浜公園の沖側、江戸川河口域、塩浜 2・3 丁目、日の出地先の沿岸域に残され、発達している貴重な干潟・浅海域は保全しなければなりません。」</u></p> <p><u>土砂の供給及び試験的な干出域の創出については、その上に立って、生態系と底質をこわさぬよう、計画案、基本計画で合意された市川市所有地沿岸域、猫実川、行徳湿地などで慎重に取り組むことが重要です。」</u></p> <p><u>「三番瀬は埋立てにより干潟が減少、潮流が変化し、悪化が進みました。」</u>に修正</p> <p><u>「戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に近づけるため、」</u>に修正・挿入</p> <p><u>「また、三番瀬への . . . 『現在残る干潟的環境は保全しつつ、緩やかな』土砂供給を『河川等から自然な流入あるいは』人為的に行う等して . . . 」の『 』部分を追加。</u></p>	<p>全員一致</p>
-------	-------	---	---	-------------

第1節	干潟・浅海域	<p>4.【計画事業】(P8) (1)1.干潟化(干出域の形成)の試験 7行目～文章にの修正・追加 「このため、・・・・」以下の部分、文章の追加、挿入、修正</p> <p>7行目～文章の修正</p> <p>9行目の「工法」を「方法」に修正</p> <p>8行目の部分の修正 「目指す環境、・・・・」以下</p> <p>10行目の部分の追加</p>	<p>「このため、『三番瀬への土砂供給方法の課題整理、検討を開始します。その際、干潟的環境は河川等からの土砂流入や波・流れ等による土砂移動によって自然に形成されてきたことを踏まえ、河川・堰・水路等複数のルートについて検討します。』を追加、修正。</p> <p>「『また、緩やかな人為的な土砂供給による干潟的環境再生』に関する事例の収集や現況の把握・・・・。」に修正。</p> <p>「工法」を『方法』に修正</p> <p>「目指す環境、『旧江戸川からの土砂供給のルートや規模を検討します。』」に修正</p> <p>「三番瀬の生態系『や漁場環境』等への」を追加</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
-----	--------	---	---	---

第1節	干潟・浅海域	<p>4.【計画事業】(P8) (2)「2.淡水導入の試験」 「1.淡水導入の試験」の事業名の修正</p> <p>1行目～の文章の修正 「三番瀬に・・・・・・・・」の文言修正</p> <p>8行目～の文章に追加 「江戸川放水路からの淡水導入」を明記すべき。</p> <p>8行目の文章に追加 「猫実川からの淡水導入」</p> <p>8行目の文章に追加 「見明川、境川からの淡水導入」</p> <p>9行目の文章を修正</p> <p>9行目の文章に追加</p>	<p>「1.淡水導入の試験」を『淡水導入の検討・試験』に修正。</p> <p>「単調化」を「悪化」に修正</p> <p>「特に、江戸川放水路からの淡水導入あるいは土砂供給については、新しい利根川治水計画策定の時期でもあり、漁業者や堰、水利権との調整をしながら、実現に向け早急に検討を開始します。」を追加。</p> <p>「また、猫実川からの淡水導入について河岸の湿地化のあわせ具体的検討を行います。」を追加。</p> <p>「さらに、見明川、境川からの淡水導入について検討を行います。」を追加。</p> <p>「漁業等への」を「漁場環境等への」に修正</p> <p>「事前の影響『や効果の』予測」を追加</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
-----	--------	---	---	-------------------------------------

第1節	干潟・浅海域	(3) 全体的意見から <モニタリング調査>を明記する	第5節の「1.市川塩浜護岸改修事業」 の記述の仕方を変える。	全員一致
-----	--------	--------------------------------	-----------------------------------	------

グループ 第1節、第2節、第4節への意見とりまとめ（第14回再生会議、平成18年7月23日）

メンバー：清野委員、本木委員、佐野委員、後藤委員

<第2節 生態系・鳥類>

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	
第2節	生態系・鳥類	<p>1.「第2節 生態系・鳥類」(P10) (1)タイトルの修正</p> <p>2.【第1次事業計画の目標】(P10) (1)9行目の文章に挿入 「・・・実施します。」の後に、文章を挿入。</p> <p>3.【施策の体系】(P11) (1)左枠 多様な環境の復元 を削除 それに伴い、右枠 干潟化の試験(・・・) を削除 淡水導入の試験(・・・) を削除</p>	<p>「第2節 後背湿地の再生と三番瀬の自然環境調査」に修正</p> <p>「三番瀬の再生における当面の目標を明確にするため、復活させる目標生物種を選定し、生活史や生息環境条件、過去から現在に至る生息状況等、再生のための情報、事例の収集、調査、検討を行います。」を挿入。</p> <p>(1) 左枠 多様な環境の復元 を削除 右枠 干潟化の試験(・・・) を削除 淡水導入の試験(・・・) を削除</p>	全員一致

第2節	生態系・鳥類	<p>4.【計画事業】(P12～P13)</p> <p>(1)「2.三番瀬自然環境調査事業」 文章の最後に追加</p> <p>(2)計画事業の追加</p> <p>*追加できない場合は、他の調査に吸収。 追加する場合は【施策の系】にも追加。</p>	<p>(1)「この調査が、三番瀬再生事業の中で中核的役割をもつものであり、各種調査主体による調査、モニタリング活動を統括する事業です。したがって、県・再生会議との有機的、機動的な対応に努めることとする。」を追加記述。</p> <p>(2)追加計画事業</p> <p>3.三番瀬再生生物調査事業 (緊急・早期着手事業)</p> <p>5カ年の目標：三番瀬の再生における当面の目標生物の選定と再生のための調査・検討</p> <p>三番瀬の再生における当面の目標を明確にするため、復活させる目標生物種を選定し、生活史や生息環境条件等、再生のための情報や事例収集、調査、検討を行います。</p> <p>1)目標生物調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三番瀬において希少になった生物種(動・植物)等の選定 ・目標生物の生活史と生態系の中での位置づけ <p>2)目標生物の生息環境条件及び再生のための調査・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標生物を復活させるための生息環境条件や再生のための情報・事例収集・調査・検討 ・生物と環境の関係を、具体的な対策につながるよう整理 	全員一致
-----	--------	---	---	------

第2節	生態系・鳥類	(3) 数値目標を掲げる	(3) 数値目標をあげる 例) スズガモ _____ 万羽 アサリ _____ トン ノリ _____ 帖、など	
-----	--------	--------------	---	--

グループ 第1節、第2節、第4節への意見とりまとめ（第14回再生会議、平成18年7月23日）

メンバー：清野委員、本木委員、佐野委員、後藤委員

<第4節 水・底質環境>

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	
第4節	水・底質環境	<p>「第4節 水・底質環境」(P21)</p> <p>1.「第4節 水・底質環境」 (1)タイトルの変更</p> <p>2.【第1次事業計画の目標】(P21) (1)全体的な記述について 三番瀬再生の位置づけ、再生への寄与や効果に寄与する事業計画に寄与効果を数値的に</p> <p>5年後の三番瀬とその周辺の姿、目標の記述</p> <p>他の目標に配慮、連携の取れた計画であるべき。特に、『第5節 海と陸との連続性』、「第8節 環境学習などの応援になる記述に</p>	<p>(1)「第4節 海老川流域の水循環系の再生と河川及び東京湾の水質改善」へタイトルを変更</p> <p>本来三番瀬再生に位置づけられた事業計画なのであるから、三番瀬への寄与や効果を整理して、その上で三番瀬再生に大きく寄与するものを選び、その寄与効果ができるだけ数値的に示した上で事業を示すべき。</p> <p>5年後には三番瀬とその周辺水辺ではどこがどうよくなり、どのような姿になるのか、を目標として記述してほしい。</p> <p>例えば、河川護岸の親水性、船着場整備、護岸の多自然化と観察会の開催を、地元の要望も聞きながら整備検討してほしい。</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>

第4節	水・底質環境	<p>2.【第1次事業計画の目標】(P21) (2) 文章の2行目の後 「生物多様性……重要です。」の後に挿入。</p> <p>3行目～6行目を削除 「このため、……取り組みます。」削除 「また、多様な……実施します。」削除</p> <p>5～6行目の文章の修正 「また、多様な塩分濃度……実施します。」の文章の修正</p> <p>「また、多様な塩分濃度の……。」の文章の後に追加。</p> <p>7～8行目の文章の修正 「そして、河川及び東京湾……」継続して実施します。」の文章に挿入。</p> <p>8行目の文章の修正 「そして、……生活排水対策や……」以下の修正</p>	<p>『また、水循環の健全化のため、流入河川、湿地の再生、湧水の保全など、自然のメカニズムが働く豊かな環境を取り戻す必要があります。』を追加。</p> <p>第1節、第2節との記述の重複をさけるため、3行目～6行目を削除</p> <p>「また、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大を図るため、旧江戸川からの淡水導入及び土砂供給の試験を実施します。」</p> <p>『さらに、水循環の再生のため、流入河川の近自然化や湿地の再生、湧水の保全を通して、自然の水質浄化機能の向上を図る他、モデルケースとして三番瀬周辺の小河川の復活を検討し試験を行います。』を追加。</p> <p>「そして、河川及び東京湾の水質改善や赤潮・青潮の発生抑制を抑えるため、生活雑排水対策等を今以上に強力に実施し、……実施します。」下線部分挿入。</p> <p>「生活廃水対策や産業排水対策等を実施する他、高度処理水の河川への還元導水事業や中水利用の実現可能性の検討を更に積極的に行い、流入する汚濁負荷量……」に</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
-----	--------	--	---	---

第4節	水・底質環境	<p>文章の最後に追加</p> <p>3.【施策の体系図】(P22) (1)体系図の整理 右枠の削除 <table border="1" data-bbox="577 770 1021 847"> <tr><td>行徳湿地整備事業・・・</td></tr> <tr><td>自然再生(湿地再生)事業</td></tr> </table> を削除 を削除</p> <p>左枠の削除 <table border="1" data-bbox="577 922 1021 959"> <tr><td>汽水域の復活、干出域の拡大</td></tr> </table> を削除 それに伴い、右枠の削除 <table border="1" data-bbox="577 995 1021 1032"> <tr><td>干潟化の試験(・・・)</td></tr> </table> も削除 <table border="1" data-bbox="577 1032 1021 1069"> <tr><td>淡水導入の試験(・・・)</td></tr> </table> も削除</p> <p>右枠の文言の修正 <table border="1" data-bbox="577 1145 1021 1182"> <tr><td>海老川流域水循環系の再生</td></tr> </table> の修正 *これに伴い事業名も変更</p> <p>右枠の文言の修正 <table border="1" data-bbox="577 1294 965 1331"> <tr><td>合併処理浄化槽の普及</td></tr> </table> の修正</p>	行徳湿地整備事業・・・	自然再生(湿地再生)事業	汽水域の復活、干出域の拡大	干潟化の試験(・・・)	淡水導入の試験(・・・)	海老川流域水循環系の再生	合併処理浄化槽の普及	<p>修正。 <u>なお、高度処理水の利活用には課題が多いため、安易な推進ではなく、水質性状、環境の改善や影響、利用の社会的コスト、エネルギー、水関係の制度を具体的に検討して、自然の仕組みに沿った水循環の再生を目指します。</u></p> <p>『また、これまで県が行い継続していく事業については、三番瀬の再生に寄与する視点で検討・充実させていきます。』を追加。</p> <p>第1節、第2節との重複部を削除</p> <table border="1" data-bbox="1182 770 1626 847"> <tr><td>行徳湿地整備事業・・・</td></tr> <tr><td>自然再生(湿地再生)事業</td></tr> </table> を削除 を削除 <table border="1" data-bbox="1182 922 1626 959"> <tr><td>汽水域の復活、干出域の拡大</td></tr> </table> を削除 <table border="1" data-bbox="1182 995 1626 1032"> <tr><td>干潟化の試験(・・・)</td></tr> </table> も削除 <table border="1" data-bbox="1182 1032 1626 1069"> <tr><td>淡水導入の試験(・・・)</td></tr> </table> も削除 <p><table border="1" data-bbox="1205 1145 1794 1222"> <tr><td>海老川流域の自然な水循環の再生(・・・)</td></tr> </table> に修正</p> <p><table border="1" data-bbox="1205 1294 1688 1370"> <tr><td>合併処理浄化槽のさらなる普及</td></tr> </table> に修正</p>	行徳湿地整備事業・・・	自然再生(湿地再生)事業	汽水域の復活、干出域の拡大	干潟化の試験(・・・)	淡水導入の試験(・・・)	海老川流域の自然な水循環の再生(・・・)	合併処理浄化槽のさらなる普及	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
行徳湿地整備事業・・・																		
自然再生(湿地再生)事業																		
汽水域の復活、干出域の拡大																		
干潟化の試験(・・・)																		
淡水導入の試験(・・・)																		
海老川流域水循環系の再生																		
合併処理浄化槽の普及																		
行徳湿地整備事業・・・																		
自然再生(湿地再生)事業																		
汽水域の復活、干出域の拡大																		
干潟化の試験(・・・)																		
淡水導入の試験(・・・)																		
海老川流域の自然な水循環の再生(・・・)																		
合併処理浄化槽のさらなる普及																		

第 4 節	水・底質環境	<p>4 .【計画事業】(P23 ~ P25)</p> <p>(1) 全体 生活排水、産業排水により三番瀬海域が悪化。汚染のメカニズムを調査し、原因を断つ必要(事業計画 2-1、2-2、2-3、3 に関連)</p> <p>* 関連機関、市町村との議論の調整も再生会議の中で見えるよう報告されたい。</p> <p>各事業の 5 年計画の中での役割、各事業の達成目標を数値的に示す。数値化できないものは、目安を示す。</p> <p>4 .【計画事業】(P23 ~ P25)</p> <p>(2) 「1 海老川流域水循環系の再生(湧水の保全と再生)」P 2 3 事業名の変更</p> <p>「5 力年の目標：」の修正</p> <p>文章 4 行目の後に追加 「海老川流域では・・・・・・必要があります。」の後に追加</p>	<p>「汚染のメカニズムの調査、原因を断つ」という内容を明記すべき。</p> <p>5 力年の達成イメージ、数値目標、目安を示すべき。</p> <p>「海老川流域の自然な水循環の再生(湧水の保全と再生)」に修正</p> <p>「海老川流域の湧水の保全と再生のため、<u>樹林地の保全と再生を図りつつ、残された湧水源を保全し、まちづくりの様々な場面での雨水浸透対策を促進</u>」下線部分を挿入</p> <p>『このため、<u>斜面林、谷津田、遊水池などの地形全体を保全・再生し、河川と面的につなげることにより、貯水、浸透、自然浄化、治水機能を高めていくことが重要です。</u>』を追加。</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
-------	--------	--	---	---

第4節	水・底質環境	<p>4.【計画事業】(P23～P25) (2)「1海老川流域水循環系の再生(湧水の保全と再生)」P23 文章5行目～の文章の挿入 「この海老川……」の文章に挿入</p> <p>文章5行目～の文章の修正 「この海老川……」の文章の修正</p> <p>文章5行目～の文章の修正 「この海老川……」の文章の修正</p> <p>(3)「2河川及び東京湾へ流入するCOD、窒素、りんが付加量の削減」 数値目標を入れるべき。</p> <p>(4)「2-(2)産業排水対策」(P24) 最後に以下の文章を追加</p> <p>(5)「2-(3)流域県民に対する啓発」 (P24) 「河川及び東京湾……必</p>	<p>「この海老川流域……創出するため、<u>まず既存の樹林地の保全を進めながら、雨水浸透施設の設置……図ります。</u>」の下線部分の挿入。</p> <p>「この海老川流域……創出するため、<u>内陸部の緑地保全に係る事業の取組みを更に強化するとともに、雨水浸透施設の設置……図ります。</u>」の下線部分の挿入。</p> <p>「<u>また、下水高度処理水の河川への還元導水事業を推進し、平常時流量の確保を図ります。</u>」の下線部分の追加</p> <p>数値目標を入れる。</p> <p>「<u>また、排水量の多い事業場については、汚濁負荷量を自動測定するなど、異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みを検討します。</u>」を追加。</p> <p>「また、汚濁負荷量の多くが生活排水に</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
-----	--------	---	---	---

<p>第4節</p>	<p>水・底質環境</p>	<p>要があります。」の後に追加。</p> <p>4.【計画事業】(P23～P25) (6)「3 江戸川左岸流域下水道事業」 (P24) 5カ年の目標：の修正 「江戸川左岸流域下水道の・・・」の修正</p> <p>最初に以下の文章を追加</p> <p>最後に以下の文章を追加。</p>	<p><u>起因していることから、自分で使う水の由来や、排水の行方、陸の水利用と海との関係性を、三番瀬の流入河川の流域県民に知ってもらうためのマップ等の作成を行います。」を追加。</u></p> <p>「江戸川左岸流域下水道の処理人口の適正化と普及の更なる向上」に修正</p> <p>「『<u>下水の処理はできる限り、発生源近くで処理することが望ましいという考えを基本にしながら、</u>』河川及び東京湾へ流入する・・・・。」を頭に追加。</p> <p>『<u>さらに、三番瀬周辺の処理場における洪水・増水時の塩素処理の問題は、三番瀬や漁業にも影響を与えることから三番瀬周辺の処理場における塩素処理にかわる技術や方法の検討も行います。</u>』を追加。</p>	
------------	---------------	--	--	--

第4節	水・底質環境	<p>(7) 計画事業の追加 事業名：「真間川流域水循環系の再生（湧水の保全と再生）」を追加</p> <p>事業名：「三番瀬周辺の小河川再生の検討・試験」を追加。</p> <p>* 追加に伴い【施策の体系図】に追加。</p>	<p>「事業名：「真間川流域水循環系の再生（湧水の保全と再生）」」 「5カ年の目標：真間川流域の湧水の保全と再生のため、樹林地の保全と再生を図りつつ、残された湧水源を保全し、まちづくりの様々な場面での雨水浸透対策を促進」 「真間川流域では急激な都市化の進展により、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系の変化などの問題が発生しているため、三番瀬に流入する真間川の健全な水循環系の再生を図る必要があります。」 この真間川流域の清らかで豊かな流れを創出するため、まず既存の樹林地の保全を進めながら、雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレットの配布や建築・排水確認申請時における官民一体となった設置指導を行い、流域住民の啓発に努め、雨水浸透対策の促進を図ります。」</p> <p>「事業名：三番瀬周辺の小河川再生の検討・試験」 「5カ年の目標：再生させる小河川の検討と試験」 「三番瀬周辺にある小河川のうち、再生可能な河川を整理・検討し、汽水域、後背湿地復元、自然浄化機能の向上のモデルケースとして実験して行きます。」 また、再生に際しては、多くの主体が参加できるよう努め、この実験を通して、自然再生の体験やノウハウの蓄積を図ります。」</p>	<p>全員一致</p>
-----	--------	---	---	-------------

	<p>その他</p> <p>4節全体</p>	<p>第1節、第2節、第4節の全体として、「三番瀬再生計画検討会議」(円卓会議)の「河川・流域ワーキング」でとりまとめた「三番瀬再生のための『水循環の再構築計画』」の表1『三番瀬の再生』のための『水循環の再構築』の方向性(中・長期的視点) および「三番瀬再生」にとっての『水循環再構築』の方向性が整理されているので、2つの表を参考資料として「再生会議」の説明時に添付する。</p> <p>付 帯 意 見</p>	<p>水循環系の再生等にあたっては、海からの視点や海への効果を視野に入れ、対策を推進すること。</p> <p>排水対策の推進にあたっては、発生源近くで処理することが望ましいという考え方を念頭に置きながら、汚濁負荷量の削減を図ること。(三番瀬の環境から考えた削減方法の最適化や、生物の浄化能力の活用も検討する。)</p> <p>下水高度処理水の再利用や排水処理にかかる技術・方法の検討を行うこと。</p> <p>真間川流域においても、水循環系の再生(湧水の保全と再生)を積極的に推進すること。</p>	<p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p> <p>全員一致</p>
--	------------------------	---	---	---

< 図10. 三番瀬の再生のための「水循環の再構築」のフロー >



表1. 『三番瀬の再生』のための『水循環の再構築』の方向性(中・長期的視点)

三番瀬の再生の方向性		水循環の再構築の基本的考え方			
海と陸との連続性	1.潮間帯(干潟・浅瀬)の再生	(2) 土砂の供給	三番瀬への土砂流入 江戸川水系からの土砂を基本とする	(土砂流入の優先順位) 1. 河川からの自然の土砂の流入 2. 流入した土砂の利用 3. 水系からの土砂の持込み	
		(3) 淡水の供給	三番瀬への淡水供給 基本的には処理水の直接流入を抑え良質な河川水を導入していく	(淡水流入の優先順位) 1. 江戸川からの流入 2. 旧江戸川からの流入 3. 湿地や近自然化された河川を通した流入 4. 処理水は塩素や窒素、温度に問題があるので直接三番瀬には流入をできるだけ避ける	
		(5) アシ原・塩生湿地の植物の再生	湿地の再生 海と陸の連続(海岸、河川) 土地利用のあり方の検討が必要 行徳内陸性湿地と三番瀬の結びつけ	1. 海と陸が連続した海岸線、水の流れ 2. 河口干潟の発達、河川部の干潟化 3. まちづくり、市街化調整区域での配慮 4. 谷津田、斜面林の保全・再生、水田の湿地化 5. 河川、用水路の再自然化 6. 氾濫区域の確保(調節池や遊水地、水田) 7. 暗渠の開渠化、水みちとしての活用	
	2. 後背湿地の再生	(6) 内陸性湿地・小河川の再生(水路、遊水池の再生)	(7) 護岸の改善(浸透性・多孔質、自然素材)	護岸・地下水、湧水 海と陸との水の流れの確保	1. 海と陸の連続性の再生(自然の海岸のつながり) 2. 海岸の護岸の改善(自然素材の活用) 3. 河川流域の自然素材の活用
		(8) 地下水・湧水の再生(雨水浸透の確保)		雨水浸透、湿地、氾濫区域だけでなく、河岸河床による地下水との水の交流の回復 保水力、浸透性の向上	1. 河川護岸の近自然化 2. 河川と地下水の関係の再生 3. 氾濫区域の確保による浸透 4. 雨水の浸透・利用施策 5. 湿地の再生 6. 森の再生、河畔林、グリーンベルトの構築
		(9) 水循環の再生(流域全体での水循環・物質循環・水質の改善)		水循環の再生 自然の水循環のメカニズムを取り戻す 流域全体の土地利用のあり方がポイント 自然浄化作用の強化	1. 森の再生、雑木林やグリーンベルトの再構築 2. 河川の再自然化(地下水、湿地との関係の再生、氾濫区域、堰のあり方の検討) 3. 湿地の再生(水田の活用、遊水地) 4. 水利用のあり方の再考 5. 雨水の浸透、利用
	3. 水循環の回復	(7) 護岸の改善(浸透性・多孔質、自然素材)	(8) 地下水・湧水の再生(雨水浸透の確保)	(9) 水循環の再生(流域全体での水循環・物質循環・水質の改善)	生態系の連続性 生態系としての連続性と多様性の再構築
	生物種や環境の多様性	4. 多様な海域環境の回復(多様な魚種が生活史をまっとうできる環境の回復)	(13) 汽水域の回復(恒常的、適正量の河川水の流入)	生態系の連続性 生態系としての連続性と多様性の再構築	1. 汽水 淡水 海水の連続性の確保 2. 水の道の連続性 3. 洲やワンド、瀬、ふちの再生 4. 河川の水質の改善 5. 生物の生活史、地域のかつての生物相の調査
環境の持続性・回復力 漁場の生産力	5. 悪化した水環境の改善	(15) 青潮(貧酸素水塊)の解消(汚濁負荷の低減、下水処理の再考)	負荷量の削減	1. 生活系負荷の削減 2. 水利用の合理化と節水 3. 東京湾全体での取り組み	
		(16) 波・流れの回復(河川水流入による)	自然浄化の強化	1. 河川、湿地の再自然化による浄化作用の強化	
		(17) 流入河川の再生(中小河川・排水路の水質改善)	下水道のあり方 基本的に発生源に近いところで処理する方向	1. 合併処理浄化槽の普及 2. 下水処理の高度化 3. 処理水の河川、湿地、水田への還元 4. 塩素処理の改善	
		(16) 波・流れの回復(河川水流入による)	河川水流入による 海水運動の活発化	1. 江戸川からの淡水流入 2. 境川からの旧江戸川からの淡水流入(案) 3. 浦安の第二湾岸予定地に運河を作る(案)	
(17) 流入河川の再生(中小河川・排水路の水質改善)	水を土にふれさせと光にあてる 流量の確保 土地利用、街づくりでの水みちの形成	1. 中小河川の流量の増加 2. 中小河川の近自然化 3. 暗渠の開渠化、処理水の有効活用 4. 用水路の自然化 5. まちづくりでの水みちの形成			

全体又は1章に関する意見

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
全体の構成などに対する意見		事業計画が具備すべき要件と、その欠如点	<p>このたびの事業計画が、基本計画及び円卓会議提案から導かれたものであるのなら、そこでの記述との対比整合を示すべき。</p> <p>事業計画の中の「第一次事業計画の目標」の欄の記述が、事業メニューの羅列もしくはやることの並列のみで、達成目標が書かれていない。</p> <p>このたびの事業計画が、第一次計画（おおむね5カ年）とされていることから、その期間に何をするのかの概要記述は各節毎に必要。各節毎の個別の事業が早く終わったり期間が伸びたりするときどう対処するのかは、この一次計画の概要の記述に沿って対処されることになる。第6節・第8節などでは記述そのものが欠落している。第6節では、個別の事業についての記述ができないのであるなら、「これこれの努力をし、これこれの条件が整ったらこれこれの事業を検討する。」といった旨の方針記述でもよいので、必要。</p>	
		事業が多岐にわたる点への配慮	<p>種々の主体が種々の努力をすることを、県の視点で事業計画として束ねようとしているなら、個々の事業計画の記述には、「誰が誰と協力して」および/または「協議会を設けて誰々と相談しながら」実施するのかの記述が必要。他者の事業を県が行うような記述（印象）は避けるべき。</p>	

第1章 事業計画全体	事業計画の概要全体	第1章では、基本計画、第2節の「再生の目標」、「達成イメージ」を達成するための事業計画であることをまず明確に記述する必要がある。	基本計画の文章の再録、あるいは基本計画のページ数を参考で入れる。 事業計画P5の図、「基本計画に掲げる再生の目標」はタイトルだけなので、内容が読み取れる工夫が必要（基本計画で達成しようとしている内容やイメージが読み取れない）。	
第2節		第1次事業計画の構成と事業の時間軸整理	「表 事業の時間軸の整理」P2 「継続的事业」 継続的事业は必ずしも三番瀬の再生を意識して作られた物だけではないので、「計画期間内は継続し、『三番瀬の再生に寄与する視点で検討・』充実させて実施するもの」の『 』部分を挿入。 『*計画期間内でも、関係機関との協議・調整が整ったもの、科学的知見の蓄積によって事業化が可能になったものについては、事業の追加、内容の充実を行います。』 を枠下に追加。	
		基本計画を達成するための全体のプロセスが分かる図が必要	基本計画の目標を達成するために必要な方向性や施策の全体、プロセスがあり、今回の事業計画の実施によりどの部分が達成され、次のステップとして何を実施していくのかの方向性やプロセスが分かるものが必要（基本計画のP8、参考図「三番瀬の再生の方向性」のような図）。そうしないと基本計画の目標に対する事業計画全体の評価そのものできない。	

第3節		第1次事業計画における主な取組み	1 三番瀬の自然再生のための具体的施策 基本計画の中の「土砂供給の回復(土砂収支の改善)」というキーワードが欠けている(事業計画、第2章「第1節干潟・浅海域」P6に記述されている)ので追加。「土砂収支の改善は三番瀬の再生に重要なことだが、基礎調査、科学的・技術的知見が充分でないので、本事業計画では基礎調査や知見の収集に努めます」の意味を追加。	
第3節		第1次事業計画における主な取組への意見 (第3節の第4節への繰り下げについて)	基本計画のように主な取組の前に計画目標を持ってきた方がわかり易いと思います。従って、第3節を第4節と入れ替えます。第3節1～4では、基本計画の5目標を整理した形で重要で具体的な施策が打ち出されているからです。	
		1 三番瀬の自然再生のための具体的施策について表現の修正と内容の修正	「自然再生のため」とすると、後の2～4との重なりが出てきてしまいます。目標の文言を出し、何の対策なのか示した方がよいと思います。よって、1を「生物多様性と海と陸との連続性を確保するための具体的施策」とします。 この見出しの次の2行目から3行目を誤解のないように次のとおり修正します。「・・・していくためには、三番瀬海域の海水浄化が基本となります。」次いで基本計画にあるように「浄化力と豊かな生態系を有する泥干潟を保全し」を「多様な塩分濃度・・・」の前に挿入。「・・・環境の創出」の後を「海と陸との自然のつながり海側の干出域と対応した後背湿地の創出が必要です。」とします。海と陸双方からの自然再生が「計画案」にあるからです。	

			本ページ(2頁)下から3行目「・・・その実現のため・・・」の次に「計画案にある陸地、河川の自然湿地の再生について」を挿入します。	
		2 人と自然の共生を実現するための具体的な施策の内容修正	<p>表題の次の1行目「・・・自然であり自然環境の保全と再生」のように保全を挿入する。4行目「このため」の次に「水産資源も生態系を構成する要素となっていることに留意しつつ」を挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。)</p> <p>同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。</p> <p>次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・・」と修正。</p> <p>7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。</p>	
		3 流入河川の水質改善や海域環境の改善を図るための継続的、広域的な施策についての修正と意見	<p>表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に()と改善の傾向にあります。海老川など流入河川からの流入負荷を減らす必要があります。」を挿入。</p> <p>()内は改善COD数値を記します。三番瀬海域のCOD基準値8は再生事業の評価基準地として用いない方がよいと思う。</p>	

		4 三番瀬の自然環境のモニタリング等について表題及び内容の修正	<p>1 「三番瀬保全・再生のための順応的管理とモニタリング等」とモニタリングの目的を明示します。</p> <p>2 表題の下4行目に「特に保全海域とされている猫実川河口域は護岸改修工事による影響を受けるため、事前の現況把握からモニタリングの重点実施地域とします。」を挿入。</p>	
第4節		第1次事業計画の目標について (第4節の第3節繰り上げと内容の修正)	<p>1 第3節で述べた理由で、第4節を第3節に繰り上げます。</p> <p>2 表題の下3行目に「この目標の達成状況を判断する指標として三番瀬海域(特定st.カ所)における海水浄化度(又は生物量・数)として()を用いることとし、改善状況をフォローする。」</p> <p>3 目標1～5のそれぞれに基本計画の5目標を()にして並べる。</p> <p>4 目標1を修正「・・・環境の<u>保全と再生の試み</u>」にする。</p>	